

	項目	内容	加盟店様⇒組合への提出書類	法人印鑑のうち必ず、法人印鑑証明書と同一の印鑑でなくてはならない書類には○印をつけています ※但し、どの書類にも、法人印は必要です。実印が必要な書類（○印の書類）には実印を押印下さい。	本組合への届出方法 (要郵送)	本組合への届出方法 (メール添付又は、FAX)	費用
1	車両追加 (追加発行申込書)	既に、当組合を通じてETCコーポレートカード契約のある加盟店様に於いて、登録車両を追加する場合等。	①ETCコーポレートカード 追加発行申込書 ※組合指定フォーマット ②a自動車検査証記録事項コピー (WEBバージョンの場合) b車検証のコピー (従来の紙ベースの車検証の場合) ※ a,bいずれの場合にも追加枚数が必要 ③車載器セットアップ時の書類のコピー 追加枚数分	法人印要		○	ETCコーポレートカード発行1枚に対して、629円の費用がかかります。
2	返却届	複数のカードの貸与を受けており、一部の車両を使用しなくなった場合、登録車両の一部についてセットアップした車載器を正当に保有しなくなった場合、組合が必要と認めて、カードの一部返却を依頼し、その通知を受けた場合等。	①ETCコーポレートカード 返却届 ※組合指定フォーマット ②返却するETCコーポレートカード 枚数分	法人印要	○		
3	再発行申込書	正当な理由によって、カードを破損、変形及び摩耗が生じた場合等。※ICチップ不能等。ICチップが不能の場合には、ETCバーが上から無い等の問題が起きる為、危険。	①ETCコーポレートカード再発行申請書 ※組合指定フォーマット ※亡失・破損等された場合で、再発行仮カードの貸与を希望される場合には、備考に、「仮カード貸与希望」と記入すること。仮カード発行の際にも、時期によりですが、1週間～10日位のお時間がかかります。 ②不能となったETCコーポレートカード ※当該破損等のカードは、組合に速やかに、返却しなくてはならない。	法人印要	○ 不能となったETCコーポレートカード枚数分と「届出事項変更届」原本を本組合に郵送必須。		●ETCコーポレートカード再発行1枚につき、629円の費用がかかります。 ●仮カード発行の場合にも、ETCコーポレートカード発行1枚につき、629円の費用がかかります。
4	紛失届	紛失・盗難等によりカードを亡失した場合。	【ETCコーポレートカードを紛失したが、再発行が必要な場合】 ①ETCコーポレートカード紛失届 ※組合指定フォーマット ②ETCコーポレートカード再発行申込書 ※組合指定フォーマット ※亡失された場合で、再発行仮カードの貸与を希望される場合には、備考に、「仮カード貸与希望」と記入すること。仮カード発行の際にも、時期によりですが、1週間～10日位のお時間がかかります。 【ETCコーポレートカードを紛失したが、再発行が必要な場合】 ①ETCコーポレートカード紛失届 ※組合指定フォーマット	○実印要	○ ②紛失した直後は、メール又はFAXでの書類受理も可能とはしますが、その後、必ず原本を郵送して下さい。	○ ①紛失した直後は、メール又はFAXでの書類受理も可能。	●ETCコーポレートカード再発行1枚につき、629円の費用がかかります。 ●仮カード発行の場合にも、ETCコーポレートカード発行1枚につき、629円の費用がかかります。
5	発見届	紛失届を提出した後に、カードを発見した場合。	【紛失したETCコーポレートカードを発見し、発見したカードを使用する場合】 ①ETCコーポレートカード発見届 ※組合指定フォーマット ※但し、発見したカードを使用したい場合、組合から指示があるまでは、発見したカードを使用してはならない。(組合が東日本高速道路側に確認をするまでは使用してはならない) 【紛失したETCコーポレートカードを発見し、発見したカードを返却する場合】 ①ETCコーポレートカード発見届 ※組合指定フォーマット ②ETCコーポレートカード返却届 ※組合指定フォーマット ③返却するETCコーポレートカード 枚数分	法人印要	○ 発見したETCカードを返却する場合	○ 発見したETCカードを使用する場合	
6	届出事項変更届	本組合に提出した書類の内容等に変更があった場合。(例)住所・電話番号・FAX番号・請求書送付先・代表取締役名等。 ※登録している1台の車両に於いて、車両番号、車載器番号のどちらか一方が変更場合にも、このフォーマットを使用すること。その他	【法人に関わる変更の場合】 ①届出事項変更届 ※組合指定フォーマット ②変更内容により、添付書類が異なります。予め当組合にお問い合わせ下さい。 【車両に関わる変更の場合】 ★車両番号のみ変更 ①届出事項変更届 ※組合指定フォーマット ②a自動車検査証記録事項コピー (WEBバージョンの場合) b車検証のコピー (従来の紙ベースの車検証の場合) ③車載器セットアップ時の書類のコピー (セットアップし直した書類) ④ETCコーポレートカード再発行申込書 ※組合指定フォーマット ★車載器のみ変更 ①届出事項変更届 ※組合指定フォーマット ②a自動車検査証記録事項a自動車検査証記録事項コピー (WEBバージョンの場合) b車検証のコピー (従来の紙ベースの車検証の場合) ③車載器セットアップ時の書類のコピー (セットアップし直した書類) ※車載器のみ変更の場合には、ETCコーポレートカード再発行はなし。	○ 変更の内容により実印要 ※お問い合わせ下さい。	○ 変更の内容により郵送が必要 ※お問い合わせ下さい。	○ 変更の内容によりメールorFAX可能。 ※お問い合わせ下さい。	車両番号が変更の場合、ETCコーポレートカード発行1枚につき629円の費用がかかります。
7	登録車両入替届	1台の車両に於いて、車両番号と車載器番号の双方が変更になる場合。	①ETCコーポレートカード車両入替届 ※組合指定フォーマット ②a自動車検査証記録事項a自動車検査証記録事項コピー (WEBバージョンの場合) b車検証のコピー (従来の紙ベースの車検証の場合) ※ a,bいずれの場合にも入替枚数分が必要 ③車載器セットアップ時の書類のコピー 入替枚数分	法人印要		○	ETCコーポレートカード発行1枚につき629円の費用がかかります。
8	受取書	ETCコーポレートカードを受け取った際に、必ず、組合に、提出すること。		法人印要	○		